「参加政策」をめぐる論争

-- 産油国の政策理念とその意義 --

松村着ご郎

はじめに

I OPEC 石油政策綱領と「参加政策!

- 1. 石油政策綱領
- 2. 「参加政策」の意味とその背景

Ⅱ 国有化こそ国家的要請---タカ派の批判---

Ⅲ 参加こそわれらが目標——ハト派の見解——

- 1. Z・ヤマニ石油相の「参加」支持説
- 2. クエートの立場

IV 国際石油会社の「参加論」批判

- 1. ハバシ論文
- 2. シェルの見解

V ハバシ論文をめぐる波紋

- 1. 「契約」に関するハバシ論文批判
- 2. ヤマニ石油相の嘆き

VI 「参加政策」にみる産油国の政策理念

- 1. 国際化への志向
- 2. アルジェリアにおける国有化の新展開
- 3. OPECテヘラン交渉と産油国の自信

はじめに

本稿は国際企業と 発展途上国との協調を相剋に 関する研究の一部としてまとめたものである。

周知のごとく発展途上諸国がその自立的国民経済の形成と発展を希求する場合,資本と技術の面で「国家的枠組を超えて」(transnational) 行動するいわゆる国際企業との関係をどのように調整し位置づけるかは枢要な問題である。とりわけ石油という1次産品の純輸出国すなわち産油国にとって、開発戦略上もっとも重要な基礎産業部門が国民経済から遊離した形(enclave)で一群の巨大国際企業

により支配されてきたという 歴史的現実にいかに 取り組むべきかが最大の政策的課題となる。

1938年のメキシコにおける 挑戦 を 別とすれば (注1), 1951~54年のイランによる対決政策とその 挫折という苦い経験から、その後の産油諸国はモサデグ流の強硬策を非現実的政策として 反省するとともに、より穏健かつ現実的な方途を探究し国際企業に対する「拮抗力」(countervailing power)を涵養し、もって国際企業とは異なった見地から資源の適正配分を行なうべく その努力を傾注することになる。

おりから、戦後復興から成長経済への道を急速 にたどりつつあった西欧・日本を中心に、世界エネルギー需要のスカイロケット的増大とその流体 化が進展し、国際石油市場は未曽有の拡大化過程 にはいり始めていた。

こうした関係から国家資金を背景に新規参入を 希求するこれら消費国と、自国資源の自主開発を 願う産油国との間に、巨大国際企業を仲介せざる 直接的「協調方式」(association system) (注2) が実 現し、産油国自身がその基礎産業部門たる石油産 業に「主体的参入」をはかる道が開かれたのであ る。M・ムグラビー教授 (Dr. Muhamad A. Mughraby) の表現に従えば「内側からの規制」(control from within) がそれに当たる(注3)。

その後「協調方式」という資本提携型 (equity partnership) に加えて、「役務契約方式」(service-

contract system)ないし「生産分与方式」(productionsharing system)など非資本提携型 (non-equity partnership)も出現したが、いずれにせよ産油国の国 営石油会社が事業主体となる方式が一般化しかつ 定着したということができよう(+4)。

とはいえ有効期限がほぼ今世紀末から21世紀初めという超長期にわたる「在来型利権」(conventional concessions)を足がかりに大量かつ低コストの石油を支配してきた巨大国際石油会社 (International Major Oil Companies, 略称メジャー)の地位は基本的に変わらず、いわばアンタッチャブルであった。したがって生産と価格の決定はこれらメジャーの専管事項として、グローバルな資源の最適配分を目途としてなされたのである。

1959年2月と60年8月の2回に及ぶ中東原油公 示価格引下げ(これによりたとえばイラン原油は1957 年6月当時の2.04ドル/バーレルから59年2月には1.86 ドルに,60年8月には1.78ドルに値下げされた) はその 一例である。

けれども産油諸国の税収が公示価格を計算基礎としているところから、かかる一方的行為は産油国側の憤激を招き、「産油国機構」(OPEC) 設立の直接契機となった。これはアンタッチャブルな在来型利権に対し産油諸国が団結することによって規制をはかっていこうとするもので、ムグラビー教授はこれを「外側からの規制」(control from without) と定義している(注5)。

OPEC の基本目標はしたがって1960年8月以前の価格水準の回復にあったが、中東産油諸国の利権料経費化(注6)、リビア、ベネズエラなどにおける tax reference price の採用(注7)を除けば目ぼしい具体的成果は得られなかったといえる。これは市場支配力をもつメジャーがOPECの存在を公式に認めなかったこともあるが、なによりも産油

国相互の利害が一致していなかったことにその原因があったといえよう。したがって OPEC は、1960年8月以後メジャーによる公示価格の再々引下げがもはや事実上不可能であるという間接的成果をもたらしたものの、各種控除金の撤廃を除いて当面目ぼしい目標はなく、その存在理由が問われるほどとなったのである。

1967年の中東戦争が一段落してから9月に開かれる予定であった OPEC 会議について、ロンドン・タイムズは "Deep divisions among the oil producers"と題する社説を掲げ、OPEC 加盟国相互間の広汎な利害対立からOPECの歴史上もっとも難しい会議になろうとし、場合によっては実質的勢力としてのOPECの終焉を意味することになりかねないと予想したのである(注8)。にもかかわらずOPECは分裂の危機を回避しつつ存続し、1970年以降メジャーとの力関係において著しい局面転換を実現し、ついにその宿願たる公示価格の値上げという基本目標の達成に成功するのであるが、それまでのあいだ、すなわち1967年から70年にかけてのOPECはある意味で反省期であり、次の時代への準備期でもあったといえる。

1968年 6月 OPEC 第16回会議において採択された石油政策綱領 (Declaratory Statement of Petroleum Policy in Member Countries) は産油国のとるべき石油政策を改めて再検討したものであるが、それと同時に1970年および71年の価格戦争に勝利したOPEC 運動の将来目標、換言すれば産油諸国の政策理念、をも示している点において重要な意味をもっているものと理解される。

そしてこの政策綱領の中から 期せずして生じた のがいわゆる「参加政策」(participation policy) を めぐる論争にほかならない。

(注1) カルデナス大統領によるメキシコ石油産業

の国有化政策は、アメリカの対ラテンアメリカ外交が「不干渉政策」「善隣友好政策」に転換していたこと、第2次世界大戦の勃発による国際石油市場の売手市場化、メキシコが純輸出国としての地位を放棄したこと、などにより成功したといえる。詳細は松村清二郎編『ラテンアメリカの石油と経済』(アジア経済調査研究双書第183集、アジア経済研究所、昭和45年)参照。

- (注2) 石油問題研究会編『OPEC とその 国際 環境』(アジア経済調査研究及書第128集, アジア経済研究所, 昭和41年), 147ページ以下参照。
- (注3) Muhamad A. Mughraby, Permanent Sovereignty over Oil Resources; A Study of Middle East Oil Concessions and Legal Change (Beirut, Middle East Research and Publishing Center, 1966), p. 54.

(注4) 協調方式の事例としてはイランの SIRIP (イタリア国営 ENI), IPAC (アメリカ系 Pan American), FPC (フランス国営 ERAP・SNPA), IMI-NOCO (イタリア国営 ENI, アメリカ系 Phillips, インド国営 Hydrocarbon India), IROPCO (Tidewaterほかアメリカ系 7 社), LAPCO (Atlantic Refining ほかアメリカ系 4 社), PEGUPCO (Gelsenberg ほかドイツ系 7 社) (以上いずれもイラン国営 NIOCが50% 資本参加),アラブ連合の COPE (イタリア国営ENI), GUPCO (アメリカ系 Pan American), WEPCO (アメリカ系 Phillips) (いずれもアラブ連合国営 EGPCが50%参加) などが挙げられる。

アルジェリアの場合、フランスとの協調方式として アルジェリア 園営 SONATRASH とフランス 国営 Elf・ERAP との Ascoop (Association cooperative) が有名である。

これらのほかサウジアラビアの Auxirap (フランス 国営)・Tenneco (アメリカ系) グループ, AGIP (イ タリア国営 ENI)・Phillips (アメリカ系) グループ, Sun (アメリカ系)・Natomas (アメリカ系)・パキス タン 政 府 グループ, あるいはリビアの Ashland Oil (アメリカ系), AGIP (イタリア国営), ERAP・SNPA (フランス国営),トルーシャル海岸ではカタール石油, アブダビ石油, 中東石油 (いずれも日系) その他,産 油国側の資本参加選択権を認めている例もある。

役務契約方式は1966年のERAP・NIOC協定, 1968 年の ERAP・INOC 協定によりフランス国営 ERAP がイランおよびイラクの各国営会社の general contractor として事業を請負う方式である。

生産分担方式はインドネシアに一般化した方式で, 中東にはアラブ連合国営 EGPC と日本の北スマトラ 石油開発との間の協定で導入された。

以上のごとき事態の進展により巨大国際石油資本 も、たとえばイラン、リビア、インドネシア、ならび に最近ではベネスエラにおいても新規利権獲得に際し 同一歩調をとりつつあるのが注目される。したがって 以上のパターンは定着したものとみていい。

(注5) M. A. Mughraby.

(注6) ベネズエラその他では利権料 (royalty) は 経費として扱われていたのに対し、中東の在来型利権 では所得税の一部 (credited against income tax) と されていた。

(注7) リビア,ベネズエラなどでは課税計算が実 勢価格 (realized price) に基づいてなされ,1960年代の公示価格水準に比べ割安であった。そこで両者の中間水準に tax reference price を定める妥協が成立したのである。

(注8) The Times (14 September 1967).

I OPEC石油政策綱領と「参加政策」

1. 石油政策綱領

OPEC 第16回会議 (1968年6月24~25日ウィーン にて開催) は決議第 X VI. 90号において石油政策綱 領を採択した。

同決議はまず前文において,

- (1) 炭化水素資源が加盟国の主要な財源・外 貨所得源であり、したがって経済発展の主たる 基盤であること、
- (2) 炭化水素系資源は 有限かつ涸渇していく ものであり、 その適正な開発が加盟国経済発展 の 条件 を 現 在および将来について決定するこ と,
- (3) 自国天然資源に対する恒久主権の 行使は 譲渡しえざる権利であり、1966年11月25日の国 連総会決議第2158号においても 確認されている こと、

- (4) それがため炭化水素系資源の開発は 加盟 国に最大可能な恩恵を もたらすことを目標とす べきこと、
- (5) かかる目標は加盟国自身が 炭化水素系資源を直接開発する場合によりよく 達成されること,
- (6) ただし加盟国の要請に基づき外国資本 (官民を問わず)が重要な役割を果たしうること, その場合当該国政府の監督下におかれること,
- (7) 当機構の主要目標が加盟国石油政策の調整と統合,ならびに加盟国の利益を個別的かつ集団的に擁護する最良の手段の決定にあること(E1),

を明らかにしている。これをみても判るように、OPEC とその加盟国としては必ずしも外国資本の排除を目標としているのではなく、あくまでも現実的視点から加盟国の主体性を確立することにその狙いがあるといえる。そして前文に盛られたこのような趣旨は本文においても貰かれている。

決議本文ではまず「開発方式」(Mode of Development)として、(1) 能うかぎりの炭化水素系資源を加盟国自身の手で直接開発するよう努力するが、資本、専門技術者、市場販路の面で商業ベースにより別途補足することもありうる、(2) 直接開発が不可能な場合、諸種の契約を通じて外国業者にリスクに応じた適正な報酬を考慮しつつ委託することもさしつかえない。ただしその場合当該国政府はその事業への参加と事業全般に対する監理を最大限求むべきである、などを確認している(年2)。

次いで「参加」(participation) と題して、(1)現行石油契約のもとで利権保有会社の所有権に関し当該国政府の参加規定が存在しない場合、事情変更の原則 (the principle of changing circumstances) に基づいて適正な参加をはかる、(2) 現実にかかる規定

が存在し、関係操業会社により忌避されている場合、その規定された(参加)比率は獲得さるべき参加への最低限の基礎たらしめるべきこと、としている(※3)。

このほか本文には「鉱区返還」(Relinquishment),
「公示価格もしくは 課税基準価格」(Posted prices or tax reference prices)「(操業会社の) 財務安定保証の限定」(Limited guarantee of fiscal stability),
「再交渉条項」(Renegotiation clause),「会計と情報」(Accounts and information),「資源保存」(Conservation),「紛争の解決」(Settlement of disputes),など幾多の重要項目が列記されている(年4)。とりわけ「国際製造工業品価格との関連で(交易条件が)悪化することのないような方法で政府が決定する」とした価格条項は1970~71年のOPEC運動において世界的影響を及ぼすことになり、メジャーすなわち市場支配力を伝統的に保持してきた巨大国際企業との関係で枢要な意味をもってくる。

しかしながら決議本文の第2項目すなわち「参加」政策の表明は価格問題に勝るとも劣らない注目すべき政策綱領である。

2. 「参加政策」の意味とその背景

決議本文の第1項目「開発方式」の趣旨はすでに本稿冒頭で述べた「協調方式」など 新規石油利権への産油国の主体的参加を 再確認したもので, とくに問題はない。ところが第2項目「参加」の 狙いは全く別のところにある。

「参加」に関する決議の表現はやや抽象的であり、その字句を通読しただけでは判然としないが、 当時の OPEC 事務局法務課長ザカリヤ博士 (Dr. Hasan S. Zakaria) がノールウェーで開かれた石油セミナーで解説したところによれば次のような趣旨をもっている。すなわち、

利権保有会社の所有権への政府参加は 近年中東

において重要な問題となっている。「参加」という 概念が決議に挿入された背景には、一部の加盟国 代表が半年ほど前に自国で操業中の利権保有会社 の 株 式 参 加 を強く要求したという事情が存在す る。

すでに述べたように過去10年来新規利権に関する政府参加は「協調方式」、「役務契約方式」などで実現しているが、メジャーの保有する在来型利権にはほとんどその規定がない。単なる利潤配分にあずかる程度では"sleeping partner"でしかない。もっともアングロ・イラニアン利権の1933年修正協定、1925年のイラク石油利権などの場合、利権供与国側が利権保有会社の取締役会に"commissioner"、"representative"あるいは、"director"を出席させる権利をもっており、今日ではOPEC 加盟国が自国内の操業会社の取締役に各1~2名の代表を送ることは一般化している。しかしこれとて経営に対する「象徴的もしくは儀礼的」(symbolic or ceremonial)参加でしかない。

ところが上述した一部の加盟国、具体的にいえばイラクの場合、操業会社への株式参加ないし開発事業への参加について特有な事情が存在する。すなわち、1920年にイギリス、フランス両国間に締結されたサン・レモ協定 (San Remo Agreement) に将来イラクにおける石油利権にはイラク政府に20%の株式参加選択権を与えるという規定がある。けれども1925年の IPC 利権ではその規定が実現不可能ではないにせよ、困難たらしめる形で表現されたのである。

この問題については1958年以後のカセム政権当時,鉱区の一部返還交渉とからんで,鉱区の75%即時返還,10%は引き続き会社側保有,残余15%についてイラク側20%の株式参加による新会社により開発事業を行なう,という提案が会社側より

なされたが、イラク政府の受け入れるところとならず、1961年法律第80号で鉱区の99.5%をイラクが強制収用したといういきさつがある。

ともあれ石油開発事業への (株式) 参加は在来型利権にも適用されるべきで、それは「事情変更の教義」(the doctrine of "changing circumstances")に基づいて実現されるべきものであり、とくにイラクのように利権協定上明示的な規定が存在する場合、その明示された比率は獲得さるべき参加への最低限の基礎たらしむるべきこと、が決議で確認されたのである(255)と。

ザカリア博士による以上の説明から、決議本文の第2項目「参加」の趣旨はメジャーの保有する在来型利権への主体的な「経営参加」にあることが理解されよう。したがってこうした政策志向は、"control from within"から "control from within"への転換を意味するともいえようか。そしてこの問題の含む潜在的重要性から、期せずして予想外の論議を生むことになる

(ii. 1) OPEC, Resolutions Adopted at the Conferences of the Organization of the Petroleum Exporting Countries, No. 2, pp. 11~12.

- (11:2) OPEC, p. 12.
- (it 3) OPEC, pp. 12~13.
- (注4) OPEC, pp. 13~15.
- (ii:5) Hasan S. Zakariya, "Some Analytical Comments on OPEC's Declaratory Statement of Petroleum Policy," *Middle East Economic Survey*, Supplement to 14 February 1969, pp. 3~6.

II 国有化こそ国家的要請

--- タカ派の批判 ----

「参加政策」に関してまず最初に攻撃をかけたのは、OPEC 設立の主要当事者であった元サウジアラビア 石油相のタリキ氏 (Abdullah H. Tariki) である。

かれは石油相の地位を辞任して以来ほぼ一貫してクカ派的 見解を保持し、1965年の第5回アラブ石油会議では"Nationalization of Arab Petroleum Industry is a National Necessity"と主張していたが(生1)、前記「参加政策」についても、既存利権への政府参加は実現不可能であるとして次のようにいう。

「それは現行利権が 当該国の経済から独立した 存在たることを 石油会社に保証しているからであ る。……採油会社の国有化のみが、その親会社の 支配権から解放し、 サウジアラビアおよびクエー トの石油大臣の宿願を 現実のものたらしめるであ ろう。しかしもしそれが不可能であるならば、…… 産油国政府は自己のロイヤルティ原油を 国際市場 参入のために利用し、 かれらが求めている実務的 経験のすべてを得ることができる。……産油国政 府による独自の市場参入は 石油精製ならびに石油 化学工業の産油地における拡大を伴うべきであ り、そうすれば自国経済に恩恵をもたらすであろ う。……それにひきかえ産油国政府が採油会社の 親会社の保有する 輸送・精製・販売設備への株式参 加を行なうとすれば, 途方もない経済的負担を覚 悟せねばならず、しかもそれらは10%以上の使用 資本収益率をもたらすことはないであろう」(〒2) と。

(?E1) Abdullah H. al-Tariki, "Nationalization of Arab Petroleum Industry," Papers and Discussions, Fifth Arab Petroleum Congress, organized by the Secretariat General of the League of Arab States, Cairo, March 16th~23rd, 1965, Vol. I. Economics, Serial No. 65 (A-1).

(#:2) Le Pétrole et le Gaz Arab (Nov. 1968), quoted by Middle East Economic Survey (1 Nov. 1968), p. 7.

1. Z・ヤマニ石油相の「参加」支持説

こうした批判に対してサウジアラビアのヤマニ 石油相 (Ahmad Zaki Yamani) は、産油国政府の石 油利権への参加を原則として支持すると言明し、 そうした考え方を最初に導入したのは自分ではな く石油会社のほうであるとしてIPC利権 (前記イラ クの利権規定) で参加に同意したのは会社側である こと、IPC の持株会社の一部はサウジアラビアの Aramco利権にも関係しており、ファイサル国王も イラクと同様の参加条項を望んでおられること、 などを明らかにした (#1)。

そして翌1969年にミクダシ教授 (Dr. Zuhayr Mikdashi) 主催のもとに開かれたベイルート・アメリカン大学石油セミナー (AUB Oil Seminar) でヤマニ石油相はこの問題をさらに掘り下げて以下のごとき見解を表明している。

「もし全 OPEC 加盟国が集団的かつ同時に国有化を断行した場合を想定すると,(1)当面石油市場に著しい過剰産油能力が存在し,(2)採油部門(Upstream)の国有化が原油価格水準の維持に対するメジャーの関心を当然喪失せしめ,(3)われわれ産油国相互の競合生産をもたらす。……供給過剰という現在の条件のもとでこうした状況は価格構造の劇的な崩壊という結果をもたらすにすぎない。……したがって国有化が石油産業の全当事者を傷つける災害となることは明らかである」(注2)。

これに対して「参加」とは何を意味しているかについてかれらはいう。「それはまずメジャー (majors) の定義から説明したほうがいいであろう。わたくしにとってメジャーとは単に七大石油会社のみを意味するのではない。メジャーであるか否

かは、われわれにとってはその市場行動の機能 (a function of its behavior) いかんにかかわるもの で、相対的に価格コンシャスでありかつ市場コン シャスの会社がわれわれの基準ではメジャーであ る。!

「われわれは消費者が好きである。 それはかれらが、 われわれの石油の販路を与えてくれるからだ。 同様にメジャーが、世界価格の維持に不可欠である、 われわれと消費者との間の緩衝要素 (the buffer element) を与えてくれるから、 われわれはメジャーを好んでいる。」

「しかしメジャーは 依然強大ではあるけれども、かつてほどではない。 かれらは市場における力を徐々に失いつつあり、 かれらのマーケット・シェアは年々低下するであろう。 ……それは 西欧・日本など 消費国およびわれわれ産油国における国営石油会社の 出現によるものである。 ……にもかかわらず 現在利用可能な唯一の市場安定手段はメジャーであり、 もしかれらが市場支配力を失い、価格が下降しはじめるとすれば、 われわれの収入にも影響してこよう。」

「これが、手おくれにならないうちに、 今メジャーに参加をわれわれが求める理由である。 われわれの目的は第1に価格を 維持するために世界市場におけるメジャーとその役割を、 直接もしくは間接的に強化することにあり、 第2に、われわれの国営会社が市場において 正常な経路を通じて成長することを可能ならしめるにある。」

「もとより参加は非常に困難な方策であり、事実下流部門の統合は 巨額の投資を必要とするが、かかる投資は われわれの今後の石油収入の安定をはかりかつ逆行的市場諸力のなすが ままたらしめないことを 保証するための必須の保険プレミアムとみなすべきである。」

「したがってわれわれの主要目標は上流部門 (採油部門)のみならず、下流部門 (精製・販売部門)事業への参加をも含むものである。……われわれが欲しているのは上流部門と下流部門への参加を含む一括取引き (a package deal) であり、それは徐々に、合理的かつビジネスライクなやり方で導入さるべきである」(43)と。

以上、「参加政策」に関するヤマニ石油相の 所信 表明は, 産油国がもはや"sleeping partner"た ることをやめて、 メジャーによる汎世界的な「垂 直的一貫総合経営」に対し、 直接資本参加せんと する産油国の決意を示したものということが でき よう。かれの説明ではメジャーそのもの、具体的 にいえば Standard Oil Co. (New Jersey) あるい は Royal Dutch-Shell Group of Companies その 他いわゆる親会社への資本参加を 意図しているの か、それとも現地採油会社(たとえば Aramco)、消 費国所在の精製販売会社 (たとえば Esso Italianaと か Mobil Française) などに、個別的資本参加を求 めているのか、必ずしも判然としないが、いずれ にせよ産油国としての 立場から国家的枠組を超え たトランスナショナルな政策志向を 表明したこと には相違ない。

2. クエートの立場

「参加」問題についてはクエートもサウジアラビアとほぼ同じ立場を公式に表明している。 すなわちクエートはこれまでにもA・ルトフィ氏 (Ashlaf Lutfi 元 OPEC 事務局長, 現在クエート国営石油会社取締役)を通じて,国有化には問題が多いとしてこれを否定する態度を示してきた(E4)が,これに対応する概念たる「参加」問題についてクエート財務・石油相のアティキ氏 ('Afd al-Rahman Salim al-'Atiqi) は1968年10月7日ニューヨークにおいて次のように触れている。

「……とくに発展途上国の場合、外国企業が単に租税およびロイヤルティの支払いを通じて資本受入れ国に貢献するだけではもはや十分ではない。発展途上国で操業する石油会社の場合とくにそういうことがいえる。資本受入れ国が単に sleeping partner の役割を演ずるだけではなく、受入れ国と外国企業との間の関係はより積極的かつ直接的たるべきであると深く感じている。……両者の間の永続的かつ評価しうるに望ましい協調手段の一つが当該企業の所有権と操業への政府参加である。これは単に当該国政府にその国民所得上もっとも重要な源泉の経営により積極的役割を与えるのみならず、外国企業をより確固たる基盤の上におくことにもなろう」(ほう)と。

そしてこうした「参加」は単に上記部門のみならず下流部門を含むもので、「われわれとしては完全統合 (a fully integrated) の基礎の上に事業へ参入せねばならない」ことを明らかにしている(±6)。

さらにクエートは同年10月29日のクエート首長による議会への教書において、以上の立場を公式に追認しており(年7)、サウジアラビアと並んで、産油国として今後進むべき戦略的方向を確認したのである。

そして同年11月9日の OPEC 第17回会議(バグダードにて開催)の開会演説においてアティキ財政・石油相は 前回第16回会議議長の名において、OPEC 石油政策綱領に盛られた 諸原則の重要な一項目すなわち「参加」問題について、 すでに好ましい反響を呼び、OPEC 加盟国の一部でその実現が真剣に考えられていることは喜ばしいとして、 こうした努力の統合と調整を はかるべく、この際問題を煮つめる機会ではなかろうか、と提唱したのである(年8)。

そもそもOPEC 会議の議題は理事会を通じて事前に決定されることになっており、かつ、この「参加」問題がメジャーとの関係上きわめて微妙な政治的問題でもあるため、他の加盟諸国にとっていささかショックであったものと理解される。 会議は直ちに秘密会にはいり、この問題の取扱いを検討することとなった。

この秘密会の模様を消息筋が伝えたところによれば、リファイ・イラク石油相 (Dr. Rashid al-Rifa'i) がまず「参加」問題を議題として取り上げる動議を提出、クエートは当然のことながらこれに賛同した。けっきょく第 17回会議は、この問題に関する具体的な決議の採択を避け、「参加」問題の研究をOPEC 事務局に指示するという形で、事態の収拾をはかったとのことである (注9)。

このことはOPEC 加盟国間の利害の不一致が存在していたことを 端的 に 示 しているといえるが (**10), いずれにせよ「参加」問題の具体化は 少なくとも当分の間事実上の棚上げという 結果に終わったわけである。

(ii: 1) "Yamani Reaffirms Support for Participation Principle and Rejects Idea of 'Disengagement' through Nationalization," *Middle East Economic Survey* (29 Nov. 1968), pp. 5~6.

(E.2) Ahmad Zaki Yamani, "Participation versus Nationalization; A Better Means to Service," in Continuity and Change in the World Oil Industry; A Collection of Papers Presented at the Third Seminar on the Economics of the International Petroleum Industry Held at the American University of Beirut, Spring 1969, edited by Zuhayr Mikdashi, Sherrill Cleland and Ian Seymour (Beirut, Middle East Research and Publishing Center, 1970), pp. 214~215.

(注3) Ahmad Zaki Yamani, pp. 216~220.

(it 4) Ashlaf Lutfi, "Nationalization of Oil: The Problems Involved," *Middle East Economic Survey*, Supplement to 29 Nov. 1968. ## ## ## ## OPEC

- Oil, Middle East Oil Monographs No. 6, (Beirut, Middle East Research and Publishing Center, 1968)
- (ii: 5) "Kuwait Oil Minister Calls for Host Government Participation in Ownership and Operations of Oil Concessionaires," *Middle East Economic Survey*, Supplement to 18 Oct. 1968, p. 2.
- (?£6) "Kwait Oil Minister Outlines Views on Participation and Other Issues," *Middle East Economic Survey* (8 Nov. 1968), pp. 1~2.
 - (注7) Ibid., pp. 5~6.
- (1) 8) "Speeches at Inauguration Ceremony of XVII OPEC Conference," *Middle East Economic Survey* (Nov. 1968), p. iii.
- (注9) "OPEC's Baghdad Conference Directs Vienna Secretariat to Begin Formal Studies on Participation Plans," *Middle East Economic Sur*vey, p. 3.
- (注16) Middle East Economic Survey のニューズ・エディターであるイアン・セイモア (Ian Seymour) 氏によれば、組織としてのOPECは参加の原則にコミットしてはいるが、この問題に実際に関心をもっているのは中車産油国であり、インドネシアはすでにPS方式 (production sharing pattern)をもっておりベネズエラは問題自体にあまり関心をもっていない。中東でもとりわけ熱心なのがサウジアラビアとクエートである。イラクももちろん参加の熱心な同調者であるが、IPC グループとの多年の約争によりまだかたづいていない問題をかかえている。他方イランとリビアは当面静観の立場をとっているようである (Middle

IV 国際石油会社の「参加論」批判

East Economic Survey, p. 4).

こうした関係から「参加」政策に関する論議は一応立消えになるかと思われたが、同年12月いわゆる在来型利権の保有会社たるメジャーの側から改めて一本釘をさされたことから、別の形で再燃することになる。

1. ハバシ論文

すなわちサウジアラビアで 在来型利権に基づいて操業中の採油会社アラムコ (Arabian American

Oil Co.=米系メジャーの Standard Oil Co., New Jersey; Texaco; Standard Oil Co. of California; Mobil Oil Corp. 4社が共同所有) のブルーガム社長 (R. I. Brougham) は、ベイルートの 石油専門誌 Middle East Economic Survey への投書で次のように述べている。

「最近貴誌を含めて事情変更の法則とやらに基づいて石油利権への『参加』権に対する産油国側の要求に触れた出版物が出ております。 かかる論拠の冷静な分析のため貴誌が、 高名なアラブ法学者の当該理論に関する見解を、 貴誌読者の高覧に供することに御関心をお持ちになることと存じますので、ここに当問題に関するハバシ博士 (Dr. Saba Habachy)の 概略意見の写し1部をお送り申し上げます」(201)と。

これを受けて同誌はその全文を掲載した。 それをみるとアラムコ社法律顧問のオーエン (William L. Owen) 氏あてのハバシ博士からの書簡となっているが、 その形式いかんにかかわらずそこに集約された意見はアラムコ社を中心とするメジャーのそれとみていいであろう。それによると、

- (1) 石油利権協定はその性格上国際的もしくはトランスナショナルなものであり、 契約それ 自体の法理によってまず第一に支配される。
- (2) かかる協定の妥当性と拘束力は 文明諸国 の認める一般的な法原則, とくにシャリア (Sha-ri'ah) 法を含む法 原 則に従って承認され支持されている。
- (3) とりわけ 契約 は 履行さるべきだとする「契約遵守」(pacta sunt servanda) は 一大原則である。
- (4) 近年,この大原則は「事情変更原則」 (clausula rebus sic stantibus)の理論により制限さ るべきだという主張が一部にあり、契約がその

締結時と事情同一の場合にのみ 尊重さるべきだ として契約取引関係に不確実性と 経済的不安定 性という危険な要素を導入している。

(5) いずれにしても変更 (alteration) より, むしろ 停止 (termination) に向いている「事情変更」の理論は、国際法の受け入れるところとなっていない(注2)。

としてイスラム法においても 同様のことが指摘されると述べ、具体的に 1955年のサウジアラビア、アラムコ間に締結された 仲裁協定の関連条項でも確認されていると指摘している (6.3)。

ハバシ論文にみる以上の所説は利権契約が国家の枠組を超えた (international or transnational) 性格のものであり、したがって国内法にではなく本来国際法に準拠して取り扱われるべきことを示し、かつ契約の一方の当事者(たとえぞれが政府であったとしても)のみの都合で契約内容の変更が可能だとする考え方は契約本来の趣旨に反するとし、もう一方の当事者の合意により初めて、それが可能であることを示唆したものということができよう。

したがってハバシ論文に即した 立場に立つアラムコ社としては産油国側の一方的都合による 「参加」政策には名実ともに 応じられないことを明示したものとみていい。

2. シェルの見解

そしてアラムコ社にみられるこうした考え方は メジャーに共通するものである。 ちなみにロイヤ ル・ダッチ・シェル・ゲループもグラース氏 (George Glass, Head of Trade Relations for the Middle East, Shell International Petroleum Co.) およびバラン会 長 (David Barran, Chairman of the Shell Transport and Trading Co.) を通じ「参加」問題について次 のように言及している。 まずグラース氏は同年11月13日クエートにおける石油セミナーで、(1) 中東の在来型利権と全く異なった利権方式による 産油国の経験からしても、

「現地」石油事業に対する政府の管理目的と自国領域への政府主権の完全行使はいかなる事業活動への参加なしに達成されうることを示しているように見受けられる,(2)しかしながら想起さるべきは諸事業の「国際的」部分に対する管理と主権企業株式への参加によって簡単に獲得されうるものではないということである,(3)営業活動上直接的役割を果たさない形での営利事業への参加者は,その事業の営業成果に影響を与える経営上の諸決定に建設的役割を果たすことができない,など産油国側の安易な考え方をたしなめている(114)。

しかしバラン会長はもっとはっきりした表現で 「参加」政策を批判している。すなわち,

「そこでわれわれのみるところでは、 中東産油国は将来得られるお金のことに関心をもっており、かれらの原油に対する需要が低落する可能性について危惧し、かれらの立場を守るべき力策を熱心に求めている。 今はやりの解決策はお上品に『参加』と呼ばれていることを実現するにある。何への参加なのか? 根本的にはもちろん石油生産へであろうが、それを超えて井戸から西欧、日本、オーストラリアその他最終顧客に至るまでの全操業過程への参加でもあろう。」

「しかしかれらの石油のための 市場は国際会社 が多年にわたり途方もない 苦労と巨額の経費をかけて築き上げたものであり、 したがってわれわれ としてはたとえどんな圧力が あろうとも何人にも それを分かち与えるつもりはないし、 たとえその 気になったところで現実の 可能性もないであろう。」

「市場に参入する方法は 実際には一つしかなく,

それは難しい方法である。 自分のお金を使い, 自分のスタッフを訓練し, 自分の精製工場を建て, 自分の配給網を作り, そして徐々にもっとも競争 的な環境の中で自分の地歩を築くことだ。 それは 緩慢なプロセスであり 非常に金のかかるものである。」

「中東諸国政府がそのための時間と資源のいずれをももっているかどうか、わたくしとしては疑問である。産油国政府と石油会社との間の取決めが静止したままということはないだろうし、またそうあるべきでないことはもちろんである。しかしその基本構造はかなり長い間非常によく機能してきており、不用にされる可能性はない。環境の変化を反映した現実主義的な合意がみられるであろうことは疑いない。しかしそれは、石油を所有する産油国と、それを必要とする消費国、ならびにこれら両者の結び目であり緩衝者となっている国際会社との間に存在する3者相互依存関係の確固たる基盤の上に今後ともなされよう」(4.5)と。

このようにバラン会長に代表されるシェルの見解は、およそ事業経営というものはそんなに生やさしい仕事ではなく、自分の虎の子の財産をはたいて汗水たらして営々と築き上げていくものであり、したがって自分の手前勝手な都合だけでいとも簡単に「参加」というが、それは所詮サツマの守タダノリでしかなく事業経営の何たるかをわきまえない考え方であるとして、「参加」政策に対し完全否認の態度を示したものと理解される。

(注1) "Letter to the Editor, Middle East Economic Survey, from Mr. R. l. Brougham, President, Arabian American Oil Company," *Middle East Economic Survey* (20 Dec. 1968), p. i.

(注2) Middle East Economic Survey, pp. i~ii. (注3) 1955年仲裁協定の関連条項は以下のとおりである。

"Whereas the Government and Aramco state

that (1) they respect all the obligations which they have undertaken and now undertake, (2) the Government and Aramco have never entertained the thought that they would not be bound by the Agreements they have made and now make with one another," *Middle East Economic Survey*.

(i): 4) George Glass, "Contract versus Concession," *Middle East Economic Survey*, Supplement to 15 Nov. 1968, pp. 4 ff.

(†15.) "Shell Chief Reviews Middle East Oil Prospects and Defines Company Position on Participation," *Middle East Economic Survey* (28 Feb. 1969), p. 7.

V ハバシ論文をめぐる波紋

以上のごとく在来型利権に対する"control from without"から"control from within"への転換を志向するいわゆる「参加」政策なるものについて、主要当事者たるメジャーとしてはそうした考え方に応諾するつもりが全くないことを明確に意志表示したわけである。

しかしながらメジャー側のこうした発言は寝ている子を起こすことにもなった。 そしてアラブ産油国関係者から相次いで Middle East Economic Survey に投書が寄せられたが、それらは主としてハバシ論文に対する批判という形でなされた。

1. 「契約」に関するハバシ論文批判

いずれもほぼ同じ趣旨のものであるが、 おもな ものを二つほど紹介しておくことにしよう。

一つはクエート財務石油省事務官であり以前 OPEC 事務局にも出向していたことのあるマンナ (Khairy Manna) 氏の見解である。かれはハバシ論 文が外国投資家のことだけを 念頭においたものに すぎないとし, (1) フランス法によれば石油利権は 一種の行政契約 (administrative contract) であり行政法のもとにおかれること, (2) 「契約の遵守」に

ついてシャリア法でも一定の制限を認めていること, (3)イスラ民法のメジェッラ (Mejellah) 第39条でも「事情変更」の原則を認めていること, (4) したがって石油利権協定は改定可能である, ただし当事者双方の合意による, と論じている (#1)。

もう一つはサウジアラビア石油・鉱物資源省法律顧問グナイミ博士(Mohammad T. Al-Gunaimi)の意見である。かれはレカ (Jean Leca), デター (Ingrid Detter), フリードマン (Wolfgang Friedman) その他の所説を引用しながら, これら欧米の諸学者の解釈に照らしても「事情変更」の原則が妥当するとし, とくに公益 (public interest) 上の観点からそれが認められると主張している (*1.2*)。

2. ヤマニ石油相の嘆き

一方「参加」政策を表明した当のヤマニ石油相は、問題が法理論争という予想外の方向に発展したことを嘆息しておよそ次のような見解を表明した。すなわち、

「参加原則は OPEC 9 カ国により承認されたものであり、また OAPEC (アラブ産油国機構) 規則では OPEC 決議が OAPEC を自動的に拘束することになっている。したがってそれは他の OPEC 加盟国と同様にサウジアラビアを 拘束するものである。」

「われわれとしては参加原則が表明されその適用が要求された時点でアラムコ社およびその他石油会社がその原則を受け入れることを期待しているわけではない。 道は長くかつ険しいが、参加こそ安定した石油産業確立の唯一の方策であるというわれわれの見解に会社側も同意する日が来るであるう。」

「法理論争は主要な問題からずれたものであり、 いずれの当事者にとっても利益にならないであろう……」(パ-3)と。 他方「参加」原則を採択した OPECでも以上のごとく論争が再燃した関係から,第18回会議 (1969年7月8~9日,事務局所在地ウィーンにて開催) において再び「参加」問題を討議したが、 とくに結論を出すこともなく終わった (注4)。

(注1) "Letter to the Editor; The Legal Principle of Change of Circumstances," *Middle East Economic Survey* (31 Jan. 1969), pp. i~iv.

(註2) "Letter to the Editor; Participation and Change of Circumstances," *Middle East Economic Survey* (11 April 1969), pp. ii~vi.

(ii: 3) "Yamani Deplores Legalistic Wrangling on Participation Issue," *Middle East Economic Survey* (17 Jan. 1969), p. 1.

(注4) "Participation Issues Dominates OPEC's Vienna Conferece," *Middle East Economic Survey*, Supplement to 11 July 1969, pp. 1~3. ならかにOPEC, Resolutions Adopted at.......

VI 「参加政策」にみる産油国の政策理念

1. 国際化への志向

かくて「参加政策」に関する論議は事実上立消えの形で一段落したわけである。 そのかぎりでは しょせん絵に描いた 餅でしかなかったことになる が,にもかかわらず, それは産油国としてのいわ ば政策理念にほかならず, それなりに受けとめて おく必要があろう。

ただしその後とくに 1970~71年における国際石油産業をめぐる急速な情勢変化に伴い 産油国対メジャーの力関係が 前者に有利となった時点で, 再び「参加」問題が顕在化しつつあるように見受けられる。

そもそも「参加政策」に象徴される産油国の政策理念には、石油産業が歴史的にみて「国家的枠組み」を超えて行動する一群の寡占的な国際企業 (international or transnational enterprises) を中心に発展してきたこと、したがってかかる国際企業の

事業活動に対し、直接的もしくは間接的手段を通じて、総合的に参加・介入することなくしては産油国の国益を保全しえないという発想がからんでいる。

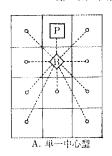
国際企業はコルデ教授の抽象的図式(第1図参照)に示されるごとく、多国籍企業 (multinational enterprise) として 汎世界的な統一的集合体を形成しつつ行動しており、一単位操業会社 (a unit operating company) ベースで自己完結的に採算をはじくのではなく、世界的な視野での経済諸資源の適正配分をその経営哲学としている。

それゆえフェイヤウェザー教授も 指摘しているように、 たとえばA国における事業活動で得られる a 社 (A国の現地法人) の利潤が、「付替価格」 (transfered price) という価格形成手段を 便 法として、 B国所在の 税避難会社 (地域会社でもある) たる b 社に留保され、それが C国における c 社の新規事業に投資されるというように、 資金配分が行なわれるのである (注1)。

第1図 国際企業の経営管理モデル

P

B. 多中心型



凡例: —— 国 境

----- 経営管理

[P] 親会社

- 地域会社
- 現地操業会社

(出所) Endel J. Kolde, *International Business Enterprise* (Princeton-Hall Inc., New Jersey, 1968), p. 250.

国際石油産業の場合複数の国際企業による共同事業が広汎に行なわれているので、上記モデルよりはるかに複雑な形で経営管理が行なわれているが、ほぼ上述の図式が妥当すると仮定してさしつかえないであろう。たとえばサウジアラビア所在の採油会社アラムコの生産した原油が、消費国たる西欧・日本などに所在する系列精製・販売会社(たとえばエッソ・イタリアーナなど)に対して「付替価格」を通じて引き渡され、それによってもたらされた利潤の一部が北アフリカあるいはニューギニアなど他の諸地域で探鉱活動に従事している同じ系列の現地法人(たとえばエッソ・リビアなど)の投資に振り向けられるというように、世界的規模において国際企業全体としての経済諸資源の適正配分がなされるのである。

「付替価格」を通じて得られる投資資金はペンローズ女史の表現を借りれば、最終消費者に対して賦課された一種の間接税に相当するものであるが(他2)、いずれにせよ上述のメカニズムは国際企業としての社内取引 (intra-company transaction) にすぎないともいえる。

けれどもたとえば、 サウジアラビアにしてみれば、 自国の石油資源で得られた利潤の一部が他の 産油地域に投資され、 結果的に自国産原油の市場 競争力にマイナスの効果を及ぼす懸念があり、少 なくとも その分だけ搾取されているという印象を 強くもつのである。

かつてイラン石油国有化紛争の 立役者であった モサデグ首相が、AIOC (Anglo-Iranian Oil Co.) の 全利益の 50%、すなわちイランのみならず西欧そ の他諸地域の AIOC の系列事業をも含めたグルー プ全体の営業収益の半額、を要求したと伝えられ ているのも (注3)、上述の問題と無縁ではあるまい。

しかしながら一国単位での国有化は,セルバン・

シュレベールも指摘しているように、国際企業の 事業活動を規制する有効な手段ではない(**4)。モ サデグ首相の失脚はその意味で産油国の苦い教訓 となっている。

残された道は 産油国の自主的な国際市場参入以外にない。イラン、クエートなどの 海外投資 (たとえばイランはインドのマドラス製油所に資本参加している) はその一例である。しかし精製・販売 などのいわゆる 下流部門投資 (downstream investment) は巨額の資金と努力を必要としており、 とうてい産油国の手におえない芸当である。

かりに産油国による汎世界的な精製・販売網の 形成が長期的にみて可能な場合でも、それは国際 企業の保持する系列市場に影響を及ぼすので、産 油国の収入が主として国際企業の寡占的市場支配 力を前提に生まれている関係上、短期的には得策 でない。

しかも、事業経営は非常に根気のいる仕事である。「参加」という名目で国際企業に相乗りしようという考え方は以上の観点から出てきたものである。ヤマニ石油相が「参加」は上流部門と同様下流部門をも含むべきだとしているのはそうした関係による(注5)。

2. アルジェリアにおける国有化の新展開

ところで以上のごとき「参加政策」とは全く別の契機からすでに部分的な参入を実現し、かつごく最近自国内での石油産業に関するかぎりほぼ完全な主導権を握ったかにみえる国が出現し注目を浴びている。それはブーメディエン政権下のアルジェリアである。

アルジェリアの場合,(1)石油開発の歴史が比較 的新しくほぼ1950年代の後半から始まったこと, (2) 当時のアルジェリアはフランスの直轄植民地と して,当初から国際企業の寡占的支配を予防すべ くフランス政府が 細分化された利権を供与し,し かも各利権についてフランス資本が 参加しうるよ うな体制をとってきたこと,(3)こうした関係でエ ビアン協定に基づいて 独立した時点において,旧 アルジェリア政庁の各種利権に対する資本参加分 が自動的に独立アルジェリア政府に継承され,そ の意味では労せずして 石 油 産業 に参入しえたこ と,などをその特徴としていた。

その後1965年協定を通じてフランス国営石油機 関としてアルジェリア国営石油会社 (SONATRA-CH) との間に半額共同出資による直接提携方式 (Association Coopérative 略称 Ascoop) が成立し、石 油事業への積極的参入の道が開かれたのである。

国営資本SONATRACHを通じてこのように石油産業への参入を実現しえたのは、一にフランスとの特殊関係の所産にほかならなかったとみていいであろう。アルジェリア人の経営技術がどの程度効率化しているかについては綿密な検証を必要とするであろうが、少なくともSONATRACHは国営企業として成功しているほとんど唯一の例だとする見解がレンツォスキー教授(Geoage Lenczowski) らによって示されていることは興味深い(注6)。

さてこうした特殊事情を背景にアルジェリアは 1967年の中東戦争に際して米英の親イスラエル政 策に対する対抗措置として 在アルジェリア米英系 石油会社の資産も 政府管理 の下におき、その後 SONATRACH の51% 資本 参加を認めたゲティ (Getty Oil) を除いて、1970年にかけて残らず国有 化したのである。

しかしながらこの国有化はこれまで考えられて きた国有化とはニュアンスを異にする新しい要素 を含んでいる。それは通常国有化といえば物理的 な資産すなわち工場、港湾施設、パイプラインな どのいわゆる有形資産(visible assets)そのものの強制収用であるのに対し、アルジェリアの場合たとえばシェルならシェルの各種利権に対する所有権ないし持分(註7)、具体的にいえば株式の強制買取りという形をとっているのである。これは「所有権」(ownership)といういわば無形資産 (invisible assets)の収用であり、俗にいう株式の肩代わりにほかならない(註8)。

したがってそれはシェルの持分を継承した SO-NATRACH がたとえばアルジェー製油所の筆頭株主となり他の株主(フランスなど)と並んでその経営に参加しその主導権を握るという効果をもつのである。

こうした参入方法は中東産油国にとって正に他山の石にほかならないが、当のアルジェリアはその後1971年2月24日、かねてより特殊関係にあったフランスの在アルジェリア石油資産の「部分的国有化」を断行するに至った。すなわちアルジェリア政府は同日付をもって CFP (A)、Petropar、SNPA・Coparex、Omnirex、Eurafrep、Francarepを対象に資本の51%相当の権利を強制的に SON-ATRACH に譲渡せしめたのである(年9)。これは蛇の生殺しにも似た巧妙な方策であり、フランス側がどうせ国有化するなら全面的国有化してくれと要求したほどであった(年10)。

3. OPEC テヘラン交渉と産油国の自信

アルジェリアにおける以上のごとき新しいタイプの国有化政策が長期的にみて成功するか否かは予断のかぎりではない。しかしながらそれは、国際石油市場における需要の予想を上回る伸びを背景に、産油国対国際石油資本の力関係が前者に有利な方向へと逆転したという事情に由来するものであり、この力関係の変化を確認せしめたのがOPECのテヘラン交渉にほかならなかった。

1970年12月の OPEC カラカス決議に基づいて71年1月より2月にかけて行なわれたいわゆるテヘラン交渉については、すでにわが国の新聞報道でも連日伝えられていたので、ここでその詳細に触れることは避けるが、産油国側のほぼ全面的な勝利という形で原油価格の引上げが実現したのである。

それは OPEC 設立以来 10年有余にわたる産油国の悲願が実ったわけで,西側の報道にも"a clear shift in power"として国際石油産業の主導権が産油国側の手に移ったことが認められたのである(211)

このような情勢変化を背景に「参加政策」が再び陽の目を浴びようとしている。 すなわちサウジアラビア石油・鉱業次官ジュクダル (Muhammad Joukhdar)氏は「テヘラン協定は『参加』への序曲となろう」と示唆し(EEI2), OAPEC 事務局長サダウィ (Subail Sa'dawi)氏も「メジャーは参加原則に同意するかそれとも利権を失うかの選択をせねばなるまい」と明言している(ELI3)。

はたして「参加政策」が実現するであろうか, もし実現するとすればアルジェリア型を踏襲する かどうか,は目下のところ不明である。 しかしな がらテヘラン交渉を通じて 産油国は初めて自己の 力を知ったといわれる関係上, われわれとしても この「参加政策」の 成行きに十分注目する必要の あることは間違いあるまい。

ただしアルジェリア型の参入方法が はたして経済の国際化時代に適合しているか どうかについて は異論のあることを付記しておこう。

「国際企業による資本受入国経済の『支配』という問題が生じることは避けられない」。しかしながら国際企業は現代経済におけるもっとも効率的な存在であり、したがって現地子会社の株式を受

入国に保有させるよりも「国際企業が事業を行な う国の国民に、国際企業の親会社の株式を与える」 ことが建設的な解決策である、と (E14)。

(注1) John Fayerweather, Facts and Fallacies of International Business (N. Y., Holt, Rinehart and Winston, 1962), p. 50 ff.

(注2) ペンローズによれば、「留保された企業所得は定義上貯蓄であるが、国際企業の所得の重要部分は、親会社の本国以外の国々の消費者に対し間接税に相当するものを、その価格政策を通じて賦課するに十分な市場支配力をもっていることに由来するとみていい…」。「同時にその留保稼得分の投資は多くの国にまたがってなされる。したがってある国での投資はその国の消費者の『強制貯蓄分』を超え、他の国ではそれを下回ることになる……」(Edith T. Penrose, The Large International Firm in Developing Countries: The International Petroleum Industry (London, George Allen and Unwin, 1968), p. 41.

(iii 3) Elizabeth Monroe, Britain's Moment in the Middle East: 1914~1956 (London, Methuen, 1963), p. 111.

(注4) J・J・セルバン・シュレベーオ, 林信太郎, 書崎英男訳『アメリカの挑戦』(タイム・ライフ・ブックス, 昭和43年), 25ページ。

(ii.5) "Participation Must Be Extend Downstream As Well As Upsteam Says Yamani," *Middle East Economic Survey*, Supplement to 6 June 1969, pp. 1~3.

(社名) George Lenczowski, ed., United States Interests in the Middle East (Washington, D. C., American Enterprise Institute for Public Research, 1968), p. 78.

(注7) 1970年6月の国有化当時におけるイギリス、 オランダ系国際企業ロイヤル・ダッチ・シェルの在ア ルジェリア資産は以下のとおりである。

 会社名
 保有株式比率

 C P A
 65%

 CREPS
 35%

 Algiers Refining Co., S. R. A.
 24%

 Trapco Pipeline
 35%

 Sofrapel
 50%

(注8) ちなみに1970年11月に国有化措置をうけた アメリカ系国際企業モービル社も,これは国有化では なく所有権の移転だといっている(Middle East Economic Survey, 12 Nov. 1970.)。

(注9) "Presidental Statement on Oil and Gas Nationalization," *Middle East Economic Survey*, Supplement to 5 March 1971, p. 2.

((12:10) "Elf/Erap Statement Demanding Full Nationalization," Middle East Economic Survey, p. 17.

(注11) "Oil Pact in Tehran," International Herald Tribune, Feb. 15, 1971.

(注12) "Sandi Deputy Oil Minister Sees Tehran Agreement as Prelude to Participation," *Middle East Economic Survey* (26 Feb. 1971), p. 10.

(注13) "OAPEC Secretary General Says Tehran Agreement Makes Participation Inescapable," *Middle East Economic Survey* (5 Mar. 1971), p. 5.

(注14) Business International, 1985/Corporate Planning Today for Tomorrow's World Market (N. Y., Business International Corporation, 1967), 山田忠義監訳『世界企業への道』(サイマル出版会, 1970年), 198~205ページ。

(在ペイルート海外調査員)